

新型コロナウイルス感染症にかかる危機対策本部の解散および
新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルの適用の解除について

本学の新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応については、令和2年2月に「新型コロナウイルス感染症にかかる危機対策本部」を設置し、滋賀県の方針等を踏まえ「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベル」を定め、一定の行動制限をお願いして基本的な感染症対策に取り組んできたところです。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から、現行2類相当から5類に変更されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症にかかる危機対策本部」を解散することとしました。これによって、「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベル」の適用を、本日、解除することといたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症自体の流行は終息しているわけではなく、今後は季節性インフルエンザと同等の対応になるとはいえ、引き続きその動向に注視しつつ、新しい生活様式に即した行動をとっていくことが求められると考えます。「大学活動レベル」解除により、これまで一定の制限をお願いしてきた行動基準の適用はなくなりますが、これまでの対応については、今後は(別紙)のとおりといたします。3年以上に及ぶコロナ禍の中で、学生および教職員の安全確保と健康を維持しつつ、学生の皆さんの修学機会の確保を最優先とし、本学への要請に応えるべく業務の運営を継続していくため、遠隔授業の実施やオンライン会議等様々な工夫を行ってまいりました。コロナ禍の中で一般化したともいえるこれらの方法や対応は、「大学活動レベル」解除後においても、それぞれの効果や改善点などの検証を行いつつ、今後の社会情勢に応じて、必要な見直しを図っていくことが望ましい姿であると考えております。3年前のコロナ禍発生前に戻るのではなく、新たな時代に向けて皆様のご理解とご協力のもとに、よりよい大学運営を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

令和5年(2023年)5月9日

公立大学法人滋賀県立大学

理事長(危機対策本部長) 井手 慎司

(別紙)

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベル解除後の対応について

廃止するもの	・「新型コロナウイルスに感染した場合等の対応マニュアル」 ・令和3年5月25日付滋県大総第25号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」
当面継続し、必要な見直しを行うもの	・令和3年4月15日付「基礎疾患を有する教員等からの遠隔授業の申し出について」 ・令和3年5月25日付滋県大総第23号「在宅勤務等勤務の工夫について」 ・令和2年5月11日付理事長決定「会議等の特例について」